

議会議案第12号

原発事故避難者に対する住宅無償提供継続を求める意見書の提出について

原発事故避難者に対する住宅無償提供継続を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年9月30日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	竹田 ゆかり
同	同	上	岡田 和 則
同	同	上	長嶋 竜 弘
同	同	上	三宅 真 里
同	同	上	上 畠 寛 弘
同	同	上	吉岡 和 江
賛成者	鎌倉市議会議員	前	川 綾 子
同	同	上	渡 邊 昌一郎
同	同	上	赤 松 正 博
同	同	上	大 石 和 久

## 原発事故避難者に対する住宅無償提供継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から5年半の月日が経過した。しかし、事故の収束の見通しはいまだ立たず、事故によってふるさとを離れることを余儀なくされた避難者は、今も約10万人に上り、神奈川県でも3,500人近い方々が、鎌倉市では123人の方々が避難生活を送っている。子どもの健康を心配して暮らす母子、ふるさとを思いながら子どもや親戚を頼って仮住まいをしている高齢者など、態様はさまざまであり、いずれの方々も現在何とか避難先に根差した生活を送っている。

しかし、政府と福島県は昨年、避難指示区域外からの避難者に対する借り上げ住宅等の無償提供を2017年3月限りで打ち切ることを決定し、来年度からの福島県による支援策についても、対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続、拡充を希望する多くの避難者のニーズに充分に応えるものとはなっていない。

福島県が実施した区域外避難者を対象とした意向調査の中間発表（2016年3月）によると、回答者のうち7割が「2017年4月以降の住宅が決まっていない」と回答し、避難者の多くは支援終了後の具体的な見通しが立っていないことが浮き彫りになっている。

住宅は最も基本的な生活の基盤であり、中でも自助努力で避難生活をつないでいる母子避難の方々にとっては、唯一の命綱である。これを打ち切られることは、直ちに経済的な困窮に陥るばかりでなく、子どもたちの未来を断ち切ることになりかねない。

2012年に制定された「原発事故子ども・被災者支援法（以下、支援法という。）」は、被災者一人ひとりが、「支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができる」よう「そのいずれを選択した場合であっても適切に支援」することをうたっている。避難者への住宅支援は、本来この支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度の確立が必要である。

よって、本市議会は、政府、福島県及び神奈川県に対し、次の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 福島原発事故の避難者が今のまま住み続けられるよう、住宅支援策を継続、拡充させること。

2 支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月4日

鎌 倉 市 議 会